

会員の引きき



ファミりん

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

国分寺市ファミリー・サポート・センター

〒185-0003
国分寺市戸倉 4-14
国分寺市立福祉センター内

電話：042-300-6061
FAX：042-300-6062

ファミリー・サポート・センターとは

育児の援助が必要な方（利用会員）と育児の援助ができる方（援助会員）が、お互いの責任と信頼関係に基づいて育児の相互援助活動を行う会員組織です。

援助会員が行う援助活動は、**一時保育**です。おおむね 4 時間を超える活動は、子どもの安全確保のため、複数の援助会員で対応となります。

国分寺市から委託を受けた国分寺市社会福祉協議会が、会員の皆さんのサポートをします。

《利用会員》

国分寺市内にお住まいで、生後 57 日目から小学校 6 年生までの子どもの保護者

《援助会員》

心身ともに健康な 20 歳以上で、援助会員講習会を受講した方。資格・経験・性別 不問

※ 保育の専門家ではなく、一般の方です

《両方会員》

利用会員と援助会員を兼ねる方

※新規会員登録時、公的書類等で本人確認をさせていただきます

相互援助活動の例

- 保育園・幼稚園などの送迎やその前後の預かり
- 学童保育所や習い事の送迎やその前後の預かり
- 冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事、買物などの外出時の預かり
- 短時間の臨時的就労や求職活動中の預かり
- 保護者がリフレッシュをしたい時の預かり
- 保護者の通院時の預かり

*** おおむね 4 時間を超える活動は、安全のため複数援助会員で対応となります。**

保育場所は…

- 両会員合意の上、子どもの安全が確保できる場所。利用会員宅・援助会員宅・公共施設(親子ひろばなど)

できない援助活動

- 家事援助、子どもの入浴、学習指導、鍵の預かり、宿泊
- 自家用車や自転車を使用しての送迎
- 病児・病後児保育、投薬・服薬管理
- 自然災害(暴風、豪雨、豪雪、台風、地震など)時の活動
- 子どもの急な発熱、体調不良時の保育施設・学校などへの迎え



会員の心得

～ 安心・安全なサポートを第一に ～

1. **ファミリー・サポート・センター事業**(以下「センター」) は、会員同士の信頼関係に基づく有償の相互援助活動です。趣旨を理解し決まりを守りましょう。
2. センターの規則に違反、または会員としてふさわしくない行為をした場合、登録を取り消すことがあります。
3. この活動は**雇用関係**ではなく、**立場は対等**で**ベビーシッターとは異なり、活動の確約はできません**。援助会員の空いた時間で行なう活動ですので、善意の支え合いに感謝の気持ちを持って依頼しましょう。
4. 活動中に知り得た**個人情報やプライバシー**は、**絶対口外**しないでください。退会後も同様です。**(守秘義務)**
5. 会員同士の**物品の斡旋販売、宗教の勧誘及び政治活動などはできません**。
6. 会員証の貸与および譲渡はできません。紛失した場合は、すみやかにセンターへ届け出てください。援助会員は活動の際、**会員証を常に携帯**し大切に保管してください。両会員共に退会時は返還してください。
7. 住所(市内・外への引越)・電話(FAX)番号などの変更や、子どもを追加登録する場合は、センターへ連絡の上、**指定の書類**で届け出てください。
8. 活動に支障がでないよう、援助会員は**活動と活動の間を2時間空けて**ください。
9. 利用会員は、**援助活動依頼内容を事前にセンターへ報告**してください。事前に報告のない活動は、**補償保険の対象外**となります。(P.5～6 参照)
10. 初回依頼相談や事前協議で取り決めた活動内容を変更・追加をする場合、センターへ連絡ください。確認・調整の上、提出必要書類などについてご案内します。
11. 活動中事故が起きた場合、適切な処置を行った後、速やかに利用会員とセンターに連絡してください。援助活動は準委任契約(依頼内容の範囲内)に基づくものであり、活動中に生じた事故は原則、当事者間で解決することになります。センターは中立的な立場で、円滑な解決に向けて会員間の連絡・調整を行います。
12. 体調に不安がある場合は、無理して預けない(預からない)ようにしましょう。**会員の家族が感染症に罹患している場合も同様**です。
13. **「安全チェックリスト」**を活用し安全な活動を心がけましょう。(P.8 参照)
14. 緊急時に**必ず連絡がとれる**方法をお互いに確認しておきましょう。
15. 事前協議より6ヶ月間、活動依頼がない場合、利用会員は援助会員へ継続の有無を連絡してください。連絡がない場合は自動解消となります。

登録から援助活動まで

会員登録

- 利用会員…いつでも登録可能
- 援助会員…年2回の援助会員講習会受講後



アドバイザーによる調整

- 利用会員…依頼内容を連絡・確認
- 援助会員…利用会員の依頼内容を相談

※ 時間帯や内容により調整に時間がかかる、もしくはご希望に添えない場合があります



事前協議

- 活動場所で開催。利用会員と対象児・援助会員・アドバイザー同席の上、事前に相談した内容を相互で確認
- 活動内容によっては「確認活動（経路確認）」が必要となります
※確認活動には『謝礼金』が発生します



援助活動依頼

援助が必要な日時が決まったら、
まず**援助会員へご相談**ください！



利用会員

① 依頼したい日時（○月○日○曜日 ○時～○時、事前協議時の内容）お願いできますか？



援助会員

② (依頼された日時)活動できますよ

③ 依頼内容をセンターに報告（☎ 042-300-6061）（閉所時は留守番電話に録音）
○○援助会員さん（2-○○）に○月○日○曜日○時～○時まで（依頼内容）でお願いしました

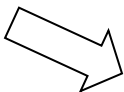


④ 依頼内容・時間等を確認し、『援助活動日程票』を利用会員と援助会員へ通知します



アドバイザー

援助活動の実施



活動終了後、援助会員が『育児援助活動報告書』を作成。
利用会員は報告書の内容を確認の上、署名・謝礼金を現金で援助会員へ支払う。
援助会員は、**翌月5日**までに報告書をセンターへ提出！

1 時間単位

謝 礼 金

平 日 (月～金曜日)	午前 8 時～午後 6 時	800 円
	上記以外の時間帯	900 円
土曜・日曜日・ 祝日・年末年始 12/29～1/3	午前 6 時 ～午後 10 時	900 円

- ◆ 援助活動の開始時から **1 時間ごとに区分し計算**します。
- ◆ 1 回の利用が 30 分未満でも、1 時間分の謝礼金とします。1 時間を超え 30 分未満の時は該当時間帯の半額を加算します。
- ◆ 謝礼金単価が異なる時間をまたぐ時は、またがる 1 時間ごとの開始時刻で算出します。
- ◆ 兄弟・姉妹を同時に預ける(預かる)場合は、2 人目から半額とします。ただし、兄弟・姉妹の年齢や活動状況などにより同時援助が出来ない場合があります。
- ◆ **援助会員が自宅を出て援助活動を行い、自宅に戻ったところまでを「援助活動時間」として算出**します。ただし、対象児が複数の時は 2 人目から保育時間のみとし、援助会員の移動時間は除きます。子どもの安全確保のため、**おおむね 4 時間を超える活動は、複数の援助会員で対応**となります。
- ◆ 援助会員・対象児の移動は、徒歩または公共交通機関(バス・電車・タクシー)利用とし、**自家用車や自転車での送迎はできません**。
- ◆ 活動終了後、謝礼金は利用会員から援助会員へ直接現金で支払います。
- ◆ **確認活動とは**、初めての援助活動を行う前に**利用会員と対象児、援助会員とで経路確認**することです。**謝礼金は、対象児の数に関わらず、1 人分の謝礼金単価をもって計算**します。

【実費等の負担】 食事代・おやつ代・交通費は、利用会員の負担です

キャンセル料

取 消 日	キャンセル料	
	子ども 1 人	子ども 2 人目以降 1 人につき
活動前日 午後 10 時まで	無 料	無 料
活動前日 午後 10 時 ～ 当日活動開始時間まで	400 円×依頼時 間	200 円×依頼時 間
当日 活動開始時間以降 または、無断取消	依頼時間の 100%	



依頼された援助会員は、準備をして待っています。

やむを得ずキャンセルする場合は、**すみやかに援助会員へ連絡**しキャンセル料は早めにお支払ください。

なお、援助会員がキャンセルした場合は、料金は発生しません。

※自然災害によるキャンセルは、活動不成立となる為、無料です。

補償保険制度について

センターでは、活動中の事故に備え、一般財団法人女性労働協会の『地域子育て支援補償保険』に加入しています。**保険料は、国分寺市が負担**します。

援助活動中において、援助会員が傷害を被った場合、または万一の賠償請求を受けた場合、及び利用会員の子どもが援助を受けている間に傷害を被った場合の補償を行うものです。

事故が発生した場合、援助会員は速やかにセンターへご連絡ください。センターから一般財団法人女性労働協会へ連絡し、手続きをします。

なお、**センターに事前連絡がない活動や事前協議で確認していない活動内容で発生した事故は、保険の対象外となります。ご注意ください。**

児童傷害保険 《 利用会員の子 》

利用会員の子どもが、援助を受けている間に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、または子どもが熱中症になった場合、援助会員の過失の有無に関わらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故発生時からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害	12万円～300万円	事故発生時からその日を含めて180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故発生時からその日を含めて180日以内で30日分を限度
手術	3,000円 ×10倍(入院中の手術) ×5(入院中以外の手術)	1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限る。また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限る
通院（1日）	2,000円	事故発生時からその日を含めて180日以内で90日分を限度

研修・会合傷害保険

センターが主催する各種事業（研修・交流会、事前協議等）の参加者（講師・子ども含む）が、事業の開催中及び各種事業への往復途上(自宅との通常の経路)に傷害を被ったときに補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故発生時からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害	20万円～500万円	事故発生時からその日を含めて180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,800円	事故発生時からその日を含めて180日以内を限度
手術	3,800円 ×10倍(入院中の手術) ×5(入院中以外の手術)	1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限る。また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限る
通院（1日）	2,300円	事故発生時からその日を含めて180日以内で90日分を限度

会員傷害保険 《 援助会員 》

援助会員が、センターの調整による援助活動の提供中や、援助活動するため自宅と利用会員宅や保育施設等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故発生時からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害	20万円～500万円	事故発生時からその日を含めて180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故発生時からその日を含めて180日以内で30日分を限度
手術	3,000円 ×10倍(入院中の手術) ×5(入院中以外の手術)	1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限る。また、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限る
通院（1日）	2,000円	事故発生時からその日を含めて180日以内で90日分を限度

感染症補償制度 《 援助会員 》

事由	補償額	
死亡見舞金	100万円	
入通院 見舞金	15日以上	5万円
	8～14日	3万円
	4～7日	2万円
	3日以内	1万円

※ 感染症とは
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する感染症。ただし、今後新型コロナウイルス(COVID-19)が五類感染症に分類されても、五類感染症であり続ける限りにおいて対象とする。

賠償責任保険

援助会員が、保育サービス提供中に監督ミスや提供した食べ物等が原因で、第三者(利用会員の子どもを含む他人、援助会員の同居の親族を除く)の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金などを補償します。

事由	補償額
対人・対物 1事故につき	2億円



活動確認書

◆打ち合わせ日 20 年 月 日

利用会員	会員No. 1 -	連絡先（勤務先）		
	氏名	連絡先（ ）		
		連絡先（ ）		
子ども	愛称（ ） 歳 ヶ月			
	愛称（ ） 歳 ヶ月			
援助会員	会員No. 2 -	連絡先（ ）		
	氏名	連絡先（ ）		
<p>依頼内容</p> <p>1. 一時保育 ◆保育場所（ ）</p> <p>2. 施設等への送り迎え ◆施設名 送り・迎え 時 分</p> <p style="padding-left: 100px;">◆施設名 送り・迎え 時 分</p> <p>3. 実費（ ）円（内訳： 食事 ・ おやつ ・ IC運賃 ）</p> <p>4. 援助会員宅～（ ）（ 分）・援助会員宅～（ ）（ 分）</p> <p>5. その他 緊急時の連絡先 ① ② ③ アレルギーの有（ ） ・ 無</p>				
【 緊急避難場所 】				
その他	平熱（ ）度 かかりつけ医療機関（ TEL ）			

安全チェックリスト

1	緊急連絡先(利用会員・援助会員)の連絡手段は把握できていますか。	
2	火災や地震の際の避難方法・場所を確認していますか。	
3	119番を呼ぶ際に必要となる情報(活動場所の住所・目印となる建物・子どもの情報)について把握していますか。	
4	子どもの体調や特徴、性格で気を付けることを把握していますか。	
5	活動前の検温、手洗い、うがい、保育場所の換気等確認していますか。	
6	タバコ・ライター・薬・化粧品・洗剤・ビニール袋・ラップ・刃物などの危険物は、子どもの手の届かない所に置いてありますか。	
7	硬貨・あめ玉・ピーナッツ・ピアスなど(誤飲する大きさ)、子どもの手の届く場所に置いてありませんか。	
8	寝かせる時は仰向けで、柔らかい寝具を避け、顔に毛布やタオルがかからないよう気を付けていますか。また、布団のまわりに、ぬいぐるみ、ヒモやヒモ状のもの(布団カバーのヒモ・コード等)は置かないようにしていますか。	
9	ブラインドやカーテンの紐は、子どもが首に掛けてしまわないように、手が届かない高さでくくってありますか。	
10	子どもがソファやベッドなどの高い所にいる時は、目を離さないようにしていますか。	
11	ベビーベッドなどの高い所に寝かせる場合、転落防止の対策はとってありますか。	
12	階段や段差のある所には、子どもが落ちない対策をしていますか。	
13	窓の下やベランダに、椅子や踏み台になるような物を置いていませんか。	
14	熱いお茶・ポット・鍋・アイロンなどは子どもの手の届かない所に置いてありますか。	
15	子どもが直接接触してやけどをするような暖房器具を使用していませんか。また、子どもが暖房器具のそばに行かないよう気をつけていますか。	
16	バケツや洗濯機、浴槽に水を溜めたままにしませんか。また、浴室に子どもが一人で入らないような対策はしてありますか。	
17	扉に指などを挟まないよう、開閉時には十分注意していますか。また、ボタンと閉まらないような対策(ストッパーやガードなど)はしていますか。	
18	利用会員が用意・許可した飲食物以外を子どもに提供していませんか。	
19	事前協議で確認した内容以外の援助活動をしていませんか。	

震度5以上の地震が発生した場合

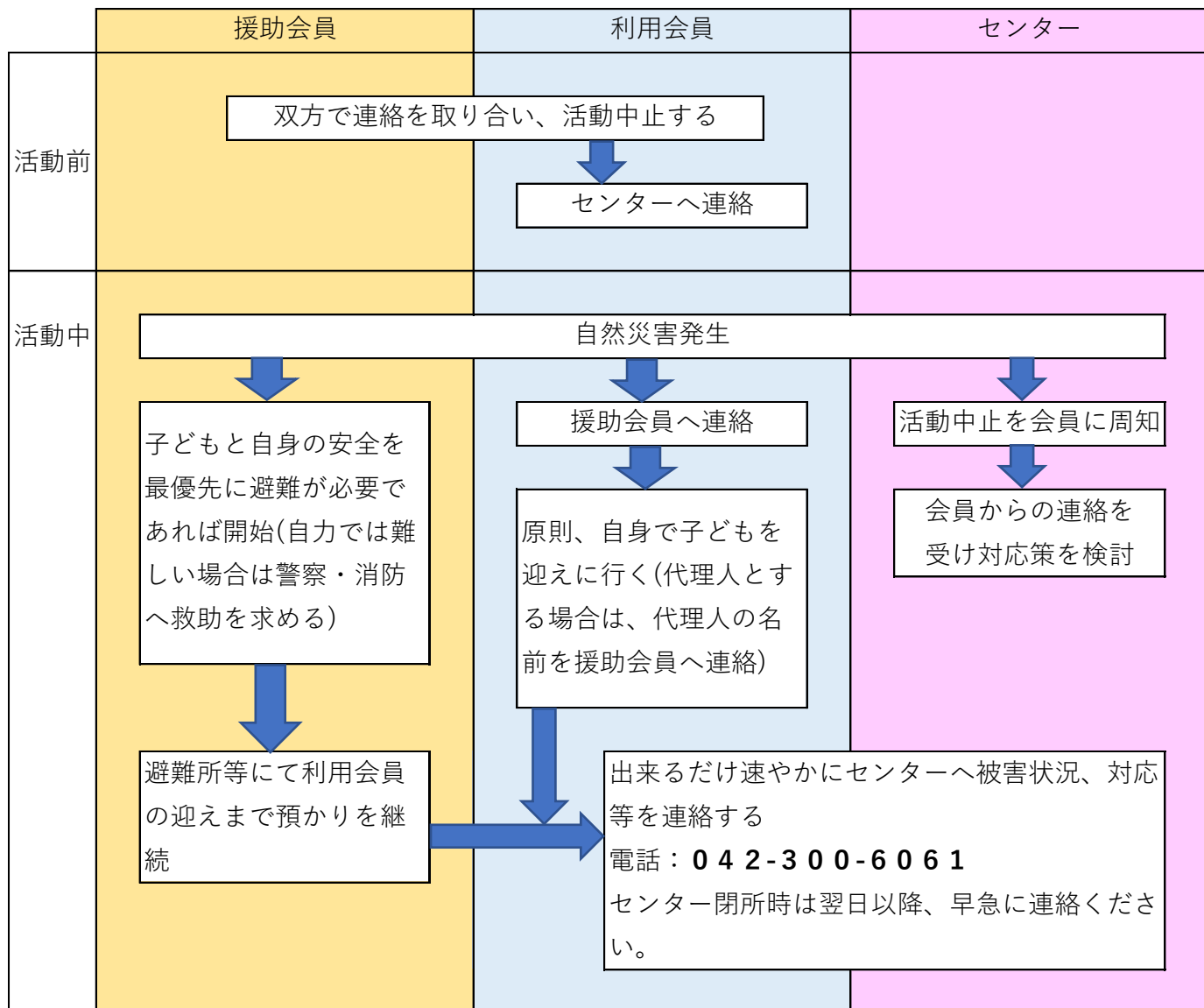
状況	対応	備考
活動時間前に地震(震度5程度)が発生した場合	発生当日は 原則として活動中止	<ul style="list-style-type: none"> ・余震が来る可能性があります。慌てず冷静に安全を最優先して行動しましょう ・子どもが小学校、学童、認可保育園にいる間に地震が発生した場合、保護者が迎えに来るまでその場で待機する ※保育施設内が避難所になっている場合は、施設の方が安全な場合もあります
活動中に地震(震度5程度)が発生した場合	まずは、ご自身と子どもの安全確保に全力をつくしましょう。ケガをしている場合は応急処置を優先する。子どもの安否・居場所を利用会員に連絡し、できるだけ早く子どもを引き渡せるよう相談しましょう	
	送迎中 揺れが収まるまで待機。揺れが収まったら安全な場所に移動しましょう 保育施設等の施設に戻って救助を得ることも検討してください	
	自宅(又は利用会員宅)で活動中 家屋、自身、家族の状態を判断し、避難を要する場合は避難所に避難しましょう	
翌日以降の活動再開について	援助会員の安全が確保できるまでは 活動中止	原則、通常通りのルールに従います。キャンセルの場合はセンターに連絡を入れてください。

【台風・雷・豪雨の災害が発生した場合】

利用会員は、可能であれば活動をキャンセル、又は依頼時間を変更するなど、検討してください。状況によっては、援助会員から利用会員に連絡を入れ、活動の変更をお願いすることもあります。

■ 災害時には通常のルールに加え、以下の点を変更します

- ①会員同士で了解のもと活動時間を変更した場合は、必ず利用会員から、保育園などの関係機関とセンターに連絡を入れてください。
- ②以下の場合、活動場所を援助会員宅に変更して預かることがあります。
 - a.公共交通機関が運行中止になった場合など保護者が帰宅困難になることが予想された場合。
 - b.利用会員宅での預かりの際、援助会員がその場での活動が困難と判断した場合。
- ③天災による当日キャンセル料は発生しません。



災害等の判断では「震度5弱」を基準としていますが、当センターにおいては援助会員の状態（家屋・家族・心身）が重要であることから、災害時の規模を基準とするのではなく「援助会員の状態」を基準とすることといたします。災害後、援助会員の状態が復旧までは依頼できません。

停電時はセンターと連絡が取れなくなることが予想されるため、会員相互で災害時の確認（Eメール、避難場所）をしていただくようお願いいたします。

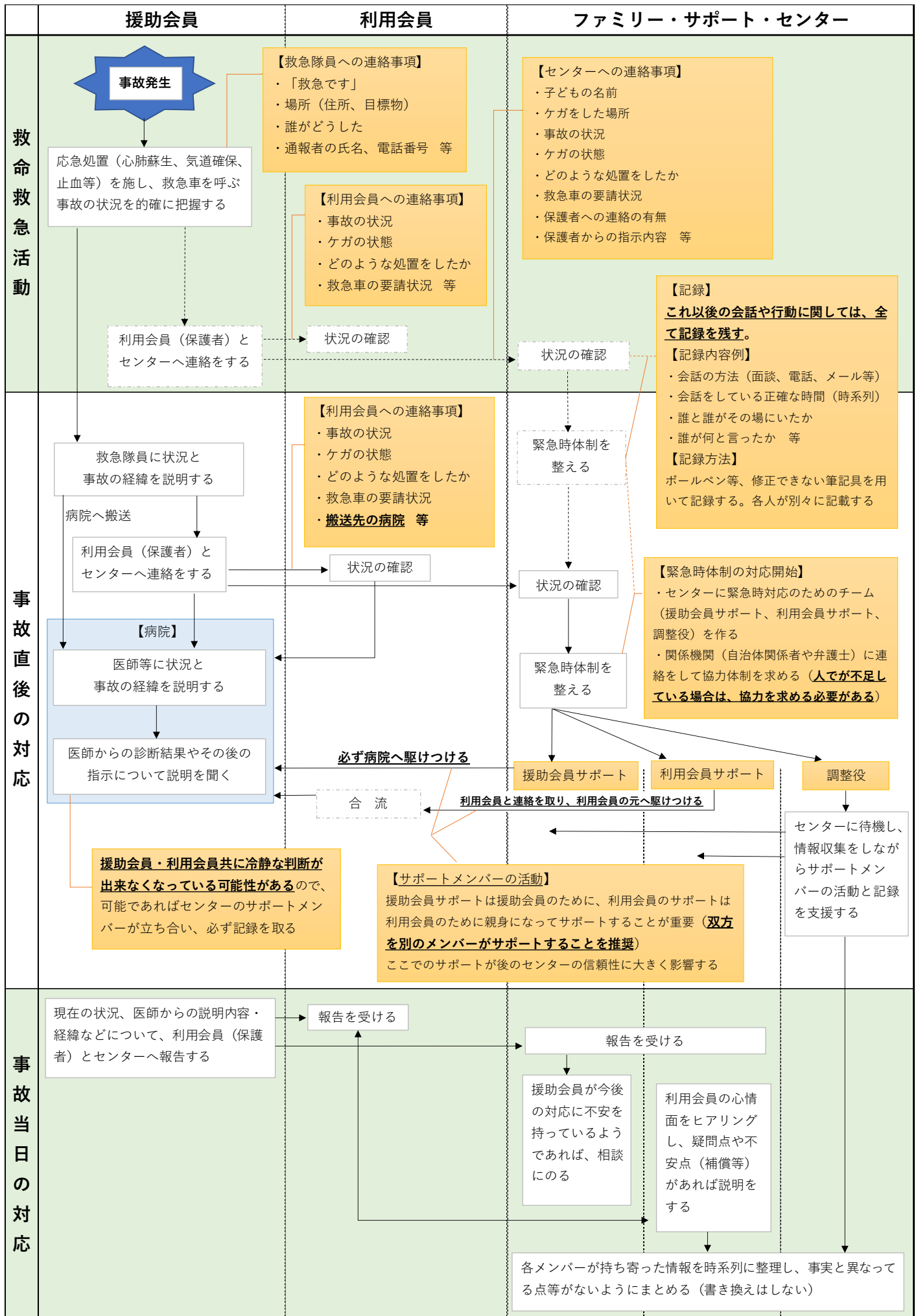
【災害時、連絡手段が途絶えた時は…】

① NTTの災害伝言ダイヤル171を利用

災害時は、グレーと緑の公衆電話が災害優先電話に指定となるため、携帯電話、一般加入電話が制限されます。電話がつながりにくい状態が予想されるので、災害発生時安否確認などの伝言を録音・再生できるサービスを利用してください。

② 携帯は災害用伝言板（震度6以上）を利用

大規模災害発生時に、自分の安否情報を登録し、インターネットなどを通じて携帯電話やパソコンから登録情報を確認できます。



【記録】
これ以後の会話や行動に関しては、**全て記録を残す。**

【記録内容例】

- ・会話の方法（面談、電話、メール等）
- ・会話をしている正確な時間（時系列）
- ・誰と誰がその場にいたか
- ・誰が何と言ったか 等

【記録方法】
ボールペン等、修正できない筆記具を用いて記録する。各人が別々に記載する

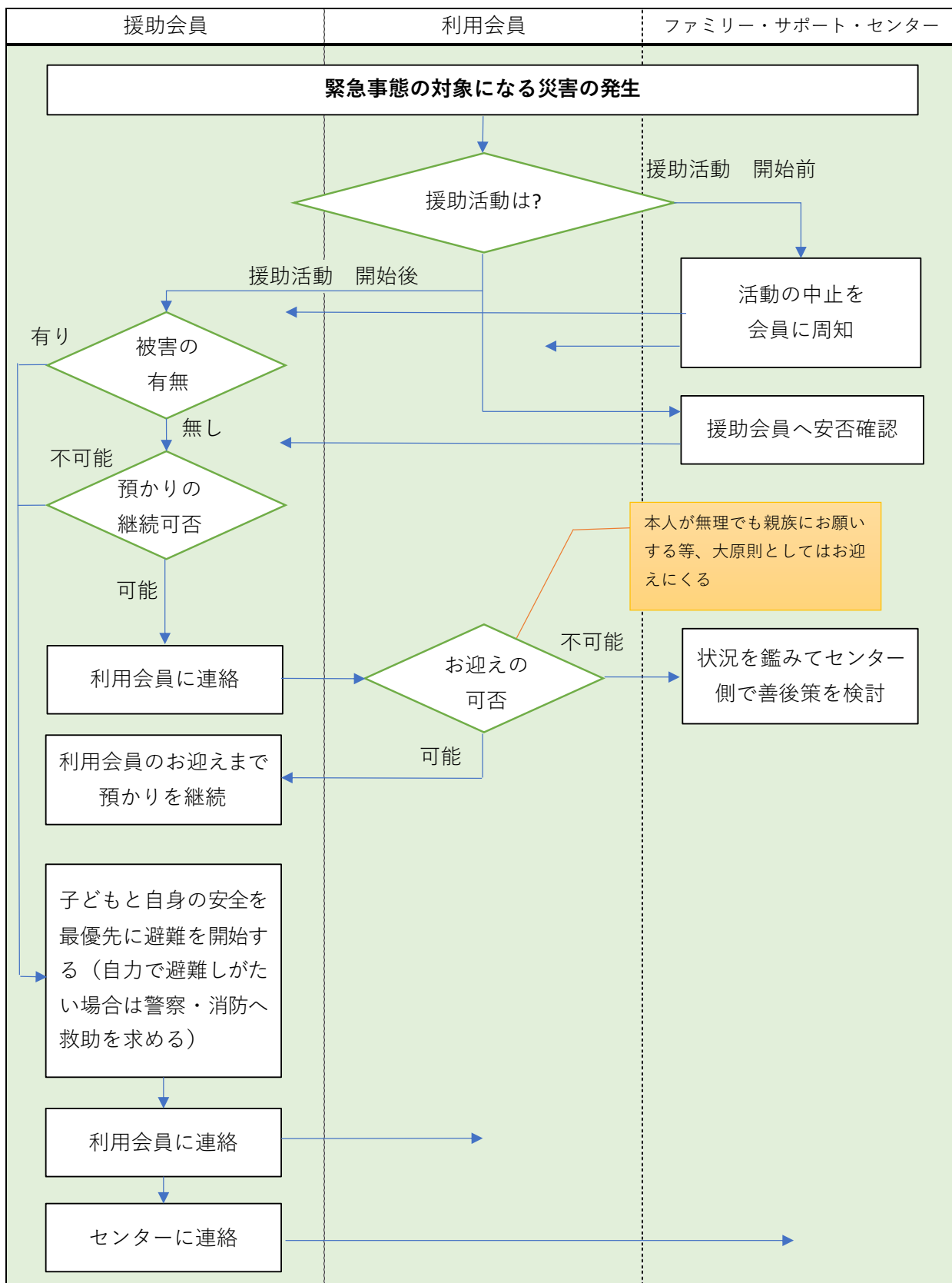
【緊急時体制の対応開始】

- ・センターに緊急時対応のためのチーム（援助会員サポート、利用会員サポート、調整役）を作る
- ・関係機関（自治体関係者や弁護士）に連絡をして協力体制を求める（**人でが不足している場合は、協力を求める必要がある**）

援助会員・利用会員共に冷静な判断が出来なくなっている可能性があるので、可能であればセンターのサポートメンバーが立ち合い、必ず記録を取る

災害発生時の対応マニュアル

- 【原則】
- 子どもと会員の生命の安全を最優先する
 - 二次災害が発生しないよう、安全最優先の行動を選択する
 - 受けた被害を早く復旧し、早く日常の生活を取り戻す



救急車の呼び方

119番通報をすると、指令員が救急車の出動に必要なことを、順番にお伺いします。緊急性が高い場合は、すべてお伺いする前でも救急車が出動します。

あわてず、ゆっくりと答えてください。



1 救急であることを伝える

119番通報をしたら、まず「救急です」と伝えてください。



2 救急車に来てほしい住所を伝える

住所は、必ず市町村名から伝えてください。住所が分からない時は、近くの大きな建物、交差点など目印になるものを伝えてください。



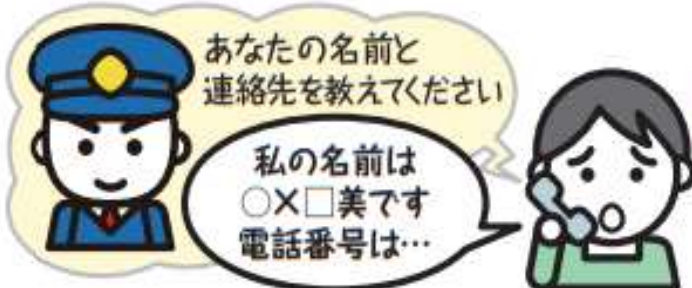
3 具合の悪い方の症状を伝える

最初に、誰が、どのようにして、どうなったと簡潔に伝えてください。また、分かる範囲で意識、呼吸の有無等を伝えてください。



4 具合の悪い方の年齢を伝える

具合の悪い方の年齢を伝えてください。分からない時は、「**幼児**」のように、おおよそでかまいませんので伝えてください。



5 あなたのお名前と連絡先を伝える

あなたのお名前と119番通報後も連絡可能な電話番号を伝えてください。場所が不明な時などに、問い合わせることがあります。

※その他、詳しい状況、持病、かかりつけ病院等について尋ねられることがあります。答えられる範囲で伝えてください。

※上記に示したものは一般的な聞き取り内容です。

「国分寺市社会福祉協議会」とは？

国分寺市社会福祉協議会（略称＝社協）は、地域のさまざまな福祉の問題を、地域全体の課題としてとらえ、課題の解決に向けて地域福祉の向上に取り組んでいる社会福祉法に位置付けられた民間団体（＝社会福祉法人）です。

国分寺市社協は、昭和41年に設立し、昭和43年に社会福祉法人を取得しました。同様に、全国の区市町村都道府県に社会福祉協議会は設置されています。

市民の皆さんや福祉団体、関係機関とともに、「誰もが安心して暮らせるまち国分寺」をめざします。次の部署で、さまざまな地祉福祉をすすめています。

ボランティア活動センターこくぶんじ

ボランティア活動のきっかけづくりから相談までサポートします。活動に必要なボランティア保険などの加入、車いすの貸し出し、地域の困りごとの相談もこちらでどうぞ！

* ボランティア活動の相談・紹介や講座等の開催

* ボランティア団体相互の連携、交流。地域支えあい活動や地域交流会、サロン活動の支援。

国分寺市東元町3-17-2 ☎ (042) 300-6363

権利擁護センターこくぶんじ

高齢者や障がい者の皆さんが、住み慣れた街国分寺でいつまでも安心して生活が送れるように、お手伝いをします。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などのご利用もどうぞ！

* 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業の実施

* 専門相談や苦情対応

国分寺市日吉町3-29-24 ☎ (042) 580-0570

自立生活サポートセンターこくぶんじ

経済面や複合的な生活の問題を抱え、生活が困難な市民の皆さんの無料総合相談窓口です。

* 就労や生活に関する総合的な相談。小学生、中学生の学習相談。

* 住居確保給付金の受付。生活福祉資金等の貸付相談。

国分寺市戸倉4-14 ☎ (042) 324-8401

国分寺市社会福祉協議会 総務係

社協の法人本部として、理事会、評議員会等の開催や広報誌「ふくし」の発行、会員会費、寄付等の受付、歳末たすけあい・地域福祉活動募金などを担当しています。

* 会員会費や寄付金の受付。歳末たすけあい地域福祉活動や赤い羽根共同募金の実施。

* 広報誌「ふくし」の発行やホームページ等の運営。

国分寺市戸倉4-14 ☎ (042) 324-8311







開所時間

月曜～土曜 9時～17時
(祝日及び年末年始を除く)
※上記以外は留守番電話



《交通のご案内》

JR中央線  「西国分寺駅」南口  ぶんバス 「福祉センター入口」下車すぐ
西武国分寺線  「恋ヶ窪駅」  徒歩 15分

JR中央線  「国立駅」北口  立川バス 戸倉循環「国分寺五小」下車  5分
西武国分寺線  「恋ヶ窪駅」  立川バス 戸倉循環「国分寺五小」下車  5分

国分寺市ファミリー・
サポート・センター

